

# 9月5日(日)は松田町長選挙



松田町長選挙を9月5日(日)に行います。投票できる方には、

投票所入場券(圧着はがき)を8月下旬に発送しますので、選挙当日は、投票所入場券を持参の上、指定の投票所で投票してください。「届かない」、「紛失した」などの場合も投票できませんので、係員にお申し出ください。大切な権利を無駄にしないため、当日投票ができない方は期日前投票などを利用して、忘れずに投票しましょう。

☎ 町選挙管理委員会(総務課内) ☎(83)12221

## 期日前投票

仕事や旅行、冠婚葬祭などで選挙当日に投票できない方は期日前投票をご利用ください。

### 期日前投票所での投票

選挙前日までの都合の良い日に、次のとおり投票できます。届いた投票所入場券をお持ちください。

### ●期日前投票の期間と時間

9月1日(水)～  
9月4日(土)  
午前8時30分～午後8時

### ●投票場所

町役場1階  
1AB会議室

### ●期日前投票の注意

あらかじめ「投票所入場券」裏面の「期日前投票宣誓書」に記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。また、「投票所入場券」をお持ちでなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

### 不在者投票

#### ①郵便による投票

身体に重度の障がいがある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の要件に該当する方に限る)または介護保険法の区分が要介護5の方

は、町選挙管理委員会から

「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などで不在者投票ができます。

ただし、郵便による不在者投票を希望する方は、用紙の請求期限である9月1日(水)までに申請が必要です。ご注意ください。

郵便等投票証明書の交付を受けていない方は至急ご連絡ください。

#### ②滞在先(町外)の選挙

##### 管理委員会での投票

滞在地から、町の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙などの交付を受けたら、滞在地の選挙管理委員会へ持つ

て行き、不在者投票してください。

なお、投票した投票用紙は滞在地から町選挙管理委員会に郵送されます。9月5日(日)午後8時までに必着ですので、手続きは早めにお願ひします。

#### ③病院などでの投票

県の選挙管理委員会が指定した病院などに、入院・入所の方が対象です。入院・入所先で申し込み、不在者投票してください。

### 投票所における 新型コロナウイルス 感染症対策について

投票所では、有権者の皆さんが安心して投票できるように、次のとおり感染・まん延防止対策に取り組んだうえで、選挙を実施します。

#### ●投票所での対策

○投票所にアルコール消毒液を設置します。  
○投票管理者・立会人、投

票所職員はマスクを着用し、アクリル板やビニールシートにより飛沫防止対策を行います。

○投票所の定期的な換気を行います。

○記載台、スタンプなどを定期的に消毒します。

○期日前投票所では、使い捨て鉛筆を使用します。

#### ●皆さんへのお願い

○マスクの着用、咳エチケット、来場前後の手洗い・消毒にご協力ください。

○発熱など体調の悪い方は、係員にご相談ください。

○周りの方との距離を保つようお願いします。

